

自治会長になる皆様へ

自治会活動

参考資料



狭山市自治会連合会

自治会活動参考資料

目次

I. 自治会 狭山市自治会連合会について	
1 自治会とは	2
2 自治会の主な活動	4
3 狭山市自治会連合会について	5
II. 自治会と関わりのある組織と業務について	
1 自治文化課	9
2 地区センター、入曽地域交流センター	10
3 自治会への各種支援と役割について	11
4 自治会と関わる組織について	17
5 関係する市の問合せ先	18
III. 自治会運営に係る参考資料	
1 自治会加入促進として行う事業について	20
2 自治会加入のメリット・デメリット	23
3 自治会にかかわるホームページについて	24
4 各地区の定例会日程一覧	25
5 自治会に予定する依頼事項一覧	26
6 結びに	26
IV. その他	
【別紙】自治会に予定する依頼事項一覧	A3 横

I . 自治会

狭山市自治会連合会 について

- 1 自治会とは
- 2 自治会の主な活動
- 3 狭山市自治会連合会について



1 自治会とは

(1) 自治会とは

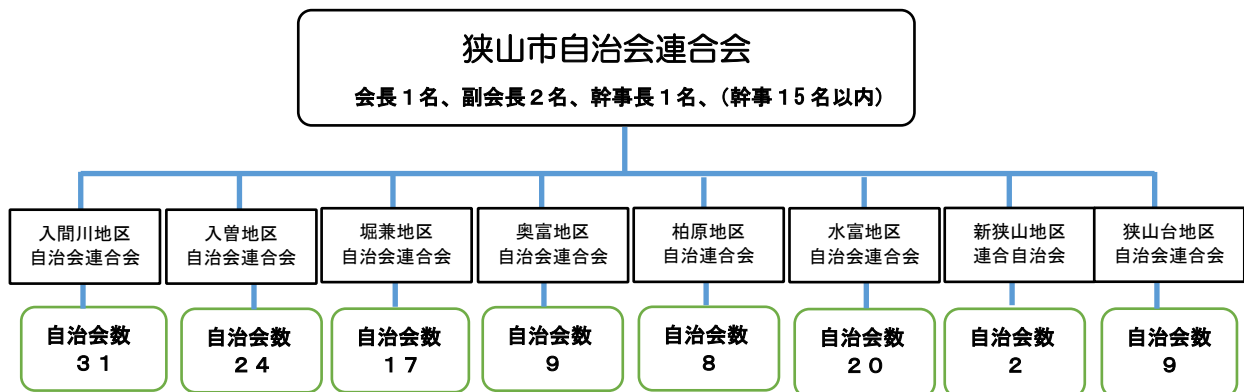
自治会は、一定の地域に住む人たちが、地域の課題解決に取り組むとともに、お互いに助け合い、手を取り合い、住みよいまちづくりを目指して、組織された自主的な任意の団体です。

自治会は「地縁による団体」と呼ばれており、その場所に住む人々が、自らの住む場所をより良いものにするために組織されています。そのために、日頃の清掃活動や、児童や高齢者の見守り、防犯パトロール等を通して住みよい地域を醸成するだけでなく、地域で暮らすことそのものが快適であり、お互いが助け合えるよう、夏祭りや体育祭、個別のイベントなど地域の特性に合わせた多種多様の事業を行っています。

また、狭山市にとっても自治会は最大の協働パートナーとして欠かせない存在となっています。地域へ意見を求める際や、地域からの要望、申請は自治会を通して行われており、狭山市と自治会は住みよい街を作るための両輪となっています。

(2) 狭山市の自治会組織について

狭山市には120の自治会があります。各自治会は大きく8つの地区に分かれて「地区連合会」というものに所属しています。各地区連合会は、「狭山市自治会連合会」に所属しています。



(3) 自治会加入率について

自治会は、任意の団体であるため加入していない世帯も存在しています。

加入率は減少傾向にありますが、依然として半数以上が加入しており、今後も自治会の必要性は変わらず存在することから、自治会の必要性を理解していただき、加入率を維持していくことが重要です。

なお、人員の流動性が高い地区は自治会加入率が下がる傾向があり、古くから続く地域では加入率が高い傾向があります。

○狭山市の自治会加入率推移

平成28年	72.5%	(48,516世帯)
平成29年	71.5%	(48,306世帯)
平成30年	69.7%	(47,540世帯)
令和 元年	68.2%	(46,991世帯)
令和 2年	67.2%	(46,697世帯)
令和 3年	65.8%	(46,231世帯)
令和 4年	64.6%	(45,718世帯)
令和 5年	63.0%	(45,093世帯)

○近隣市の自治会加入率（令和5年度）

入間市57.5% 所沢市55.9% 飯能市68.2% 日高市74.1%



2 自治会の主な活動

狭山市では、8つの地区、120の自治会が、それぞれ「輪になって地域とともに住みよい狭山」を目指して地域活動を行っています。

■ 地域のふれあい活動 ■

自治会員同士のコミュニケーションが取れることで、日頃の自治会活動や災害時等のいざというときの活動を円滑に実施できます。そのため、各自治会（地区連合会）では「夏祭り」「体育祭」「敬老会」などのコミュニティ醸成のための事業を行っています。近年では時代に合わせてイベント内容を変化させ活動を行っている自治会もあります。

■ 地域の安全・安心活動 ■

登下校時の子どもたちの見守りや、防犯パトロール、災害等に備えた防災訓練などを行っています。自治会によっては見守りを毎日行うことや、防犯パトロールも地域全体で一斉に取り組むところもあるなど、自治会を通して住民が安全・安心に過ごすため日々取り組みを行っています。

■ 地域の環境・美化活動 ■

住みよい地域を作るため、地域内の清掃や、委託された公園内の清掃、景観のため花壇への花植えなどを行っている自治会もあります。また、直接の管理ではありませんが、ごみ集積所のネットの購入や清掃なども行っており、きれいな地域は自治会によって成り立っています。

■ 地域の助け合い活動 ■

社会福祉協議会の会員募集や、歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金など各種戸別募金は、自治会を通じて行われています。自治会に加入し、自治会を通じて募金することが必要な方への支援へとつながるものとなっています。

■ 地域の各団体への支援 ■

自治会内にあるサークルや、老人会、子ども会等の支援を行っています。支援には、単なる支援金だけでなく各々が活動の際に手伝いあうことや、資源回収をともに行うことで、コミュニケーションを深めながら活動資金を得るなど、様々な形があります。

また、自治会に付随する組織だけでなく、地域内で活動する民生委員・児童委員の活動を支援することや、いざというときに身近で力となる消防団組織に対して支援をするなど、自治会を中心として各種組織と連携して地域は運営されています。

■ 広報活動 ■

市の広報紙や各種行政からの回覧物は自治会を通じて配布されており、配布物以外でも行政の情報は自治会から市民に伝達されています。

また、行政から意見を求められる際や、行政へ意見を伝える際も自治会を通じて行われており、行政と市民との意思疎通は自治会を通じて行われています。

■ 地域の課題解決 ■

地域の中には、個人では解決できない課題や地域全体に係る課題などが存在しています。自治会を通じて解決・調整や、行政などの適切な機関にお願いすることができるため、地域の課題解決は自治会の重要な役割となっており、地域全体の利益につながります。



3 狭山市自治会連合会について

狭山市にある120自治会はそれぞれ市内8つの地区に分かれた地区自治会連合会に所属しています。この地区自治会連合会が属するのが狭山市自治会連合会となります。

(1) 狭山市自治会連合会幹事について

各地区連合会の代表は狭山市自治会連合会の幹事として選出されます。

幹事は月に1度開催される狭山市自治会連合会幹事会に出席し、8地区での情報共有やイベントの開催、市内すべての自治会で調整すべき内容について議論するなど、狭山市と地域をつなぐ様々な活動を行っています。

○狭山市自治会連合会幹事の構成人数

入間川地区（3名） 入曽地区（3名） 堀兼地区（2名）
奥富地区（1名） 柏原地区（1名） 水富地区（2名）
新狭山地区（1名） 狭山台地区（1名） 合計14名（15名以内）

※狭山市自治会連合会の会長として選出された地区で、1名の選出となっている地区については1名を追加することができます。

(2) 狭山市自治会連合会の主な活動について

①狭山市自治会連合会定例幹事会

狭山市自治会連合会では、月に1度定例幹事会を行っています。この幹事会では、行政からの伝達事項についての確認や、狭山市自治会連合会の活動について協議を行っています。協議結果は、各地区の定例会議に資料として提供されます。

②狭山市自治会連合会定期総会

年に1度、所属するすべての自治会の会長を対象に、狭山市自治会連合会定期総会を開催しています。狭山市自治会連合会の新年度の役員について、予算、決算報告、次年度の活動計画などが協議されます。

③自治会長研修

福祉や防災、他の先進自治会の研究など、各自治会の関心事をテーマとして視察研修を行っています。また、近年は地区別に自らテーマを決めて研修を行っており、地域の特性に合わせた様々な研修を行っています。

④狭山 茶の里ウオーキング

狭山市自治会連合会の最大の行事として平成26年より開催しています。市内自治会の多くの方にも協力いただき、市内外から多くの方が参加し、狭山市と狭山市の自治会について知る場となっています。

⑤その他の活動

市議会との交流会や、市の幹部との懇談会、自治会の加入促進を目的とした活動、自治会館を持たない自治会への支援など、様々な活動を行っています。

(3) 各連合会の事務局と連絡先について

各連合会には事務局があります。連合会の運営だけでなく、各自治会の運営について、行政との調整、各種相談事など、気兼ねなくお問い合わせください。

名称	加入 団体数	事務局	電話
狭山市自治会連合会	120	自治文化課内	04-2937-5749
入間川地区自治会連合会	31	入間川地区センター内	04-2937-7423
入曽地区自治会連合会	24	入曽地域交流センター内	04-2959-3004
堀兼地区自治会連合会	17	堀兼地区センター内	04-2959-3012
奥富地区自治会連合会	9	奥富地区センター内	04-2952-2220
柏原地区自治連合会	8	柏原地区センター内	04-2952-2221
水富地区自治会連合会	20	水富地区センター内	04-2952-2219
新狭山地区連合自治会	2	新狭山地区センター内	04-2954-7811
狭山台地区自治会連合会	9	狭山台地区センター内	04-2957-7080

Ⅱ. 自治会と 関わりのある 組織と業務について

- 1 自治文化課
- 2 地区センター、入曽地域交流センター
- 3 自治会への各種支援と役割について
- 4 自治会と関わる組織について
- 5 関係する市の問合せ先



1 自治文化課

自治文化課は大きく分けて、「自治会」「協働」「文化」を取り扱う課であり、各種補助金や、狭山市自治会連合会の運営、自治会全体にかかる多種多様な支援を行っています。

（１）自治文化課の役割

① 狭山市自治会連合会の事務局

狭山市自治会連合会にて行われる幹事会やイベント開催に向けた事務や、地区連合会との調整などを行っています。

② 自治協力員との連絡調整

自治協力員は、市と自治会とを結び、市からの各種依頼等に対して活動していただく方で、主に自治会長が委嘱されています。自治文化課はこの自治協力員の委嘱に係る事務や、報償金の支払、市と自治協力員の調整などを行っています。

③ コミュニティ活動の推進

自治会のコミュニティ活動を推進するため、自治運営費補助金の交付や、各自治会からの相談事項について対応しています。また、運営・加入のため様々な事業や、自治会活動についての提案など、自治会活動全般に対して各種支援を行っています。

④ コミュニティ施設特別整備事業に関する事

自治会館の修繕や、掲示板の設置、宝くじ事業による補助（コミュニティ助成事業）でのテントや椅子などの購入など、コミュニティ活動を進めるうえで必要となる経費について補助金を交付しています。

⑤ 認可地縁団体の管理

自治会は、地方自治法第260条の2により、所定の条件を満たし市長が認める場合において、法人格を持つ認可地縁団体となることができます。この認可地縁団体になる際の相談や、認可後の管理、各種証明の発行を自治文化課が行っています。



2 地区センター、入曽地域交流センター

各地区センター及び、入曽地域交流センターは、各種証明書類の交付はもとより、地域住民の交流やまちづくり活動など、地域と行政をつなぐ総合窓口となっています。

(1) 主な業務

- ・ 地域と行政の協働による地域まちづくりの推進
- ・ 自治会その他地域の公共的団体との連絡調整に関すること
- ・ 生活環境の整備等に関する地域の要望の調整に関すること
- ・ 各地区のまちづくり事業に助成金を交付

(2) 業務時間・休業日等

○各地区センター

- ・ 開所時間：8時半～17時15分
- ・ 休所日：土曜日・日曜日・祝日および年末年始

○入曽地域交流センター

- ・ 開所時間：8時半～22時
- ・ 休所日：毎月第2月曜日・年末年始

※証明発行等は各地区センターに準じた日時にて行っております。

○公民館（地区センター併設のもの）

- ・ 開館時間：月、日 9時～17時 火～土 9時～22時まで
 ※中央は月、日も含めて22時
 ※中央を除き17時以降の利用がない場合は17時まで
- ・ 休館日：堀兼-第1月曜日、狭山台-第2月曜日、新狭山-第3月曜日
 奥富・柏原・水富-第4月曜日、祝日（中央除く6館）
 年末年始

(3) 自治会と地区センター、入曽地域交流センターとの関係性について

各地区センター及び入曽地域交流センターは、各地区連合会の事務局となっています。各地区連合会に属する自治会は事業である体育祭や、視察研修など各種事業を行っています。地区センターは各自治会と一番身近な存在となっており、地域を身近で最も知る行政機関であることから、行政と地域をつなぐ役割を担っています。各自治会での相談事や、地域内の他の自治会の情報など、地区センターが橋渡し役となりますので、是非活用ください。



3 自治会への各種支援と役割について

自ら地域のために活動する自治会に対して、市や狭山市自治会連合会などは各種支援を行っています。また、自治会は地域に広く浸透していることから、地域を支えるための様々な役割も期待されています。

(1) 自治会活動に対する支援

①自治運営費補助金（自治文化課）

自治会内の活動（お祭り、環境美化活動、見守り防犯活動等）に対して、各自治会の加入世帯1世帯に対し805円の補助金を交付しています。この補助金には、市の行政刊行物（広報さやま及び回覧物）の配布・回覧の負担に係る補助も含まれています。

②自治会連合会運営費補助金（自治文化課）

8地区を取りまとめる狭山市自治会連合会に支払われるもので、1自治会あたり、1万6千円の補助金を交付しています。

③コミュニティ施設特別整備事業補助金（自治文化課）

自治会がコミュニティ活動の場として利用する集会所に対して土地・建物の借り上げ料や自治会館の建設や修繕等の費用の一部に対して、補助金を交付しています。また、掲示板の設置や、冷暖房、太陽光発電システムなど、自治会に係る設備整備も対象としています。

④自治会長を対象としたスポーツ安全保険（狭山市自治会連合会）

対象者：各自治会の自治会長

対象活動：文化活動、ボランティア活動、地域活動、準備・片付け・応援
※スポーツ活動に伴う事故・けが等は対象外です。

対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

⑤自治会館を持たない自治会に対する助成事業（狭山市自治会連合会）

自治会館を持たない自治会に対して、会議等に係る会場借上げ、倉庫借上げ、水道光熱費等について、1万円を上限として交付しています。

(2) その他自治会に関する支援等

① 狭山市敬老事業補助金（高齢者支援課）

毎年9月30日時点で75歳以上の方を対象に、敬老事業を実施する団体に対し、対象者1人につき700円を交付するものです。

② 街区公園委託料（みどり公園課）

市内公園の維持・管理を行う自治会に対して、委託料を支払うものです。

委託料内訳：6,000円+33円/m²

③ 防犯パトロール実施者に対する保険（交通防犯課）

各地域で実施している防犯活動中の事故・けが等を対象とした傷害保険に加入しています。※地域防犯推進員は後述の保険対象となります。

死亡 後遺障害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
50万円	750円	500円

④ 自主防災組織に関する支援（危機管理課）

新規に結成した自主防災組織を対象として、防災資機材の整備に係る支援を行うもので、上限30万円までの資機材を貸与するものです。

⑤ 防災訓練災害補償（危機管理課）

狭山市総合防災訓練や、各自治会が危機管理課に届け出をして行う防火防災訓練を対象とし補償するものです。※一時金等はその程度により金額が異なります。

損害賠償 死亡・傷害 一時金	災害補償 死亡・後遺症 一時金	入院療養補償 (1日につき)	通院療養補償 (1日につき)
最大 5,000万円	最大 700万円	3,500円	2,500円

各支援の条件並びに補償内容について詳細を知りたい場合は、所管課までお問合せください。また、上記以外のものでも自治会が行う活動に対して支援を行っている場合もあります。活動を行う際には各地区センター・入曽地域交流センター、自治文化課までお問い合わせください。

(3) 自治会に推薦を依頼する主な委員とその役割について

①自治協力員、自治協力員代理者（自治文化課）

○自治協力員の職務

自治協力員は、「市と自治会の連絡調整」「行政刊行物の配布と調整」を職務として、必要と認める地域に置かれるもので、毎年各自治会から1名の推薦をいただいています。市からの依頼事項を自治会に伝える役割をお願いすることから、ほとんどの自治会で自治会長が推薦されています。

○自治協力員・自治協力員代理者とは

自治協力員 : 各自治会から1名を推薦（主に自治会長）

自治協力員代理者 : 自治協力員を補佐するため150世帯に1名置くことができるもの（主に副会長）

○自治協力員に対する支援

自治協力員報償金

自治会の世帯数に応じて年額20万円から26万円を半期毎にお支払いしています。

自治協力員代理者謝礼金

一律2万円を年に1度お支払いしています。

○自治協力員名簿について

自治文化課では、自治協力員について、自治会名、氏名、住所、電話番号を記載した名簿を作成しています。この名簿は、市から皆様に連絡を取る際に活用させていただきます。また、工事業者や地区内で新規で住宅が建つ場合など、必要に応じて第三者にも口頭で提供されます。

地域にお住まいの方が自治会への加入を申し出たときにも連絡先として活用させていただきます。

②広報配布担当者（広報課）

広報さやま及び行政刊行物の配布を行うにあたり、配布物の受領や部数の変更などの連絡・調整を行う役職です。毎年3月に、次年度の配布担当者と配送先の提出をお願いしています。

③廃棄物減量等推進員（資源循環推進課）

各自治会 250 世帯に 1 名推薦できるもので、ごみの分別、集積場所の調査、資源化の啓発を職務とした役職です。市は廃棄物減量等推進委員に対して、説明会や研修会を行っています。また、半期に一度活動報告書を提出いただいています。なお、廃棄物減量等推進員には年額 9,600 円をお支払いしています。

④地域防犯推進委員（狭山地方防犯協会 交通防犯課）

各自治会 1 名以上推薦し、狭山地方防犯協会が委嘱するもので、地域で防犯に取り組むためのボランティアリーダーです。個別で活動は定められておりませんが、各々の自治会で防犯活動について啓発を行っていただきます。地域防犯推進委員に対しては委嘱式並びに狭山地域安全暴力排除推進大会への出席をお願いしています。なお、その活動を支援するため、狭山地方防犯協会では保険に加入しています。

死亡 後遺障害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
300 万円	3,000 円	1,000 円

⑤民生委員・児童委員（福祉政策課）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域で一人暮らしや寝たきりの高齢者への見守り活動をはじめ、生活上の問題を抱えている方々の相談・支援を行っています。また、主任児童委員は、児童問題に関わる行政機関、児童・青少年育成者、学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・支援にあたります。3 年に一度一斉改選が行われ、その際には自治会からの推薦をお願いしています。

⑥国勢調査 調査員（総務課）

国勢調査は 5 年に一度全国一斉に行われるもので、狭山市についても漏れなくすべての世帯を対象に調査を行っています。各世帯を回り、調査票を配付・回収する役目を持つ方を調査員と呼んでいます。市内全域をくまなく調査するため、多数の調査員が必要となり、地域を知る自治会に対しても調査員の推薦をお願いしています。

(4) 自治会と共に安全安心な街を作るために

①避難行動要支援者避難支援事業（危機管理課）

市では、大規模災害時に自ら避難することが困難な方を対象とする名簿を作成し、民生委員や協定を結んだ自治会と名簿を共有しています。

協定を結んだ自治会は、避難行動要支援者名簿を参考に、大規模災害などいざというときに避難支援や安否確認ができるよう日頃から見守りや防災訓練などの取り組みを行います。

○避難行動要支援者の対象の範囲

- ・ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 介護保険法による要介護状態区分、要介護1以上の方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・ 市や地域支援者が自主避難が難しいと認める方
- ・ その他自力避難が困難な方（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人、避難行動に不安のある方など）

※自宅にお住まいの方を対象としておりますので、施設や病院に長期の入所や入院をしている方は、避難行動要支援者の対象になりません。

②自治会長を対象とした緊急配信メール

災害時や、市内全域に緊急で情報発信が必要な場合に、防災行政無線や市の各種情報発信に加えて、地域の代表である自治会長にも情報発信を行うため、緊急配信メールに登録いただいています。災害時には発令予定の避難情報など市民へ発信する情報とは別に自治会に伝達する情報もあることが想定されることから、市民を対象とした配信メールと別に登録をいただいています。

(5) 自治会を通じて行われる各種戸別募金について

① 緑の募金

緑の募金は、植樹や間伐など森林整備のほか、未来の担い手である子どもたちへの森林環境教育、海外の緑化支援等にも使われるもので、50%は市のみどりの基金に還元され、緑地の取得や、緑地保全事業に役立っています。自治会を通じて緑の募金の「家庭募金」を行っています。

② 愛の募金

青少年の非行防止、犯罪者の社会復帰など犯罪や非行のない明るい地域づくりに活用することを目的として狭山市更生保護女性会が行っている募金活動で、自治会を通じて募金の協力をお願いしています。

③ 狭山市社会福祉協議会地域ふくし支援金（会員会費）

狭山市の地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会の活動資金となるもので、社会福祉協議会で行う、ボランティア支援、ふれあいサロンの充実、地域の見守り活動、地域における交流会など様々な地域福祉活動に役立てられるものです。会員は「一般会員」「特別会員」「賛助会員」があり、自治会を経由して会員の募集を行っています。

④ 日本赤十字社会員増強運動

災害救助活動、生命と健康を守る講習会の普及、ボランティア活動の促進、献血事業、医療事業、社会福祉事業など多岐の活動を行う日本赤十字社の活動資金の寄付についてお願いするものです。

⑤ 赤い羽根共同募金

子ども、高齢者、障がい者などを支援する福祉活動や、災害時支援に使用されている募金活動になります。約半分は、埼玉県内の福祉施設や子ども食堂など民間福祉活動の支援に活用されます。社会福祉協議会にも還元され、地域で行う様々な福祉事業に活用されています。

⑥ 地域歳末たすけあい募金

生活にお困りの方への給付金、高校進学支援金、食糧支援団体への助成などに使われるもので、支援の必要な方が地域で安心して暮らすことができるよう地域福祉活動に活用されています。



4 自治会と関わる組織について

(1) 自治会と関係する主な組織について

① 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、設置されるもので、社会福祉の推進を図ることを目的とした団体です。地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。市内に10の支部があり、自治会などと共に様々な活動を行っています。

② 狭山地方防犯協会及び APOC

防犯協会は、警察と行政、関係団体及び地域が連携して地域安全活動に取り組むために設置されている団体で、犯罪等のない明るい社会の実現を目指して様々な活動を行っています。

APOC（Area Prevention Of Crime の略）は、防犯情報の共有や防犯活動に取り組むために設置されている地域防犯ネットワーク組織で、自治会、学校、地域団体等で構成され、各 APOC の特色ある防犯活動のほか市や県が行う防犯キャンペーンでの啓発活動など様々な活動を行っています。

③ 狭山地方交通安全協会

交通事故のない安全で安心な地域社会実現を目的に活動する団体で、児童生徒の登下校時や各種イベント開催時の安全指導のほか、四季の交通安全運動をはじめとした啓発活動、交通安全指導車による広報活動などを行っています。

④ 狭山市消防団

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関で、本業を別に持つ一般市民で構成されています。救助救出活動、避難誘導、災害防御活動などを行っており、地域に最も近い消防組織として自治会等の地域とも連携を密にして活動しています。



5 関係する市の問合せ先

No	主な問合せ	担当課名	連絡先	自治会に関する業務
1	各種自治会の相談事項 自治会の補助金に関すること	自治文化課 (市役所2階)	2937-5749	自治運営費補助金、集会所 狭山市自治会連合会
2	広報さやまに関すること	広報課 (市役所7階)	2935-3765	広報配布担当者、 広報さやま、ホームページ 等について
3	航空自衛隊入間基地に 関すること	基地対策課 (市役所7階)	2936-8413	周辺の生活環境 防衛施設に係る対策等につ いて
4	市の土地の借用について	財産管理課 (市役所3階)	2936-9908	集会所土地・建物の借地契 約等について
5	市民からの相談に関すること	市民相談室 (市役所1階)	2937-5843	一般相談、法律相談、行政 相談等について
6	防災に関すること	危機管理課 (市役所2階)	2968-6527	要援護者支援、災害時の対 応、自主防災組織 消防団等について
7	交通・防犯に関すること	交通防犯課 (市役所2階)	2937-6641	防犯灯 カーブミラーの設置 地域公共交通等について
8	各種環境相談に関すること	環境課 (市役所2階)	2937-6793	不法投棄、生活環境保全 動物の保護・管理・駆除 等について
9	集団回収に関すること	資源循環推進課 (市役所2階)	2937-6943	廃棄物減量推進員 集団回収事業補助金等に ついて
10	ごみ集積所に関すること	奥富環境センター (奥富環境センター)	2953-2831	集積所の新規設置、移転 利用等について
11	民生委員・児童委員、 日本赤十字、更生保護に 関すること	福祉政策課 (市役所1階)	2937-7562	民生委員・児童委員 日本赤十字、更生保護の 支援等について
12	敬老事業補助金に関すること	高齢者支援課 (市役所1階)	2941-2681	敬老事業補助金について
13	市道に関すること	建設総務課 (市役所2階)	2941-6148	市道の管理 許可等について
14	緑地保全や 公園の維持管理に関すること	みどり公園課 (市役所2階)	2946-8423	緑の募金、公園管理の委託 利用許可等について

Ⅲ. 自治会運営に係る 参考資料

- 1 自治会の加入促進として行う事業について
- 2 自治会加入のメリット・デメリット
- 3 自治会にかかわるホームページについて
- 4 各地区の定例会日程一覧
- 5 自治会に予定する依頼事項一覧
- 6 結びに



1 自治会の加入促進として行う事業

自治会は任意の団体ではありますが、地域を作る代表的な団体であることから、狭山市自治会連合会及び狭山市では自治会の加入促進に向けて取り組みを行っています。

(1) 狭山市自治会連合会で行う加入促進について

①自治会加入促進チラシの作成

自治会加入促進に係るチラシを作成しています。チラシには自治会が行う住みよいまちづくりのための地域活動や自治会への加入方法などが明記されています。



加入促進チラシ表



加入促進チラシ裏

②自治会紹介パンフレットの作成

狭山市の地区と自治会の特徴、自治会で活動することの意義を説明するため自治会紹介パンフレットを作成しています。スマホやPCでの加入申込みフォームやさやマルシェの2次元コードなども記載されています。



自治会紹介パンフレット表



自治会紹介パンフレット裏

③その他加入促進啓発品

その他として狭山市自治会連合会では、のぼり旗や横断旗、狭山地方防犯協会と協力して回覧板や振り込め詐欺啓発ポップなど、自治会の加入を促進すべく毎年様々な取り組み、物品の購入を行っています。



加入促進のぼり旗



振り込め詐欺啓発ポップ

(2) 狭山市で行う加入促進について

①新規転入者への自治会加入促進チラシの作成

市民課では、新規転入者に対して自治会加入促進チラシを配付しています。チラシの申込み欄に記載の上、自治文化課や各地区センター、入曽地域交流センターにお持ち込みの際は、自治会に連絡し対象者をつなぐなどの対応を行っています。

②協定締結団体への自治会紹介パンフレットの配架

狭山市では、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部」「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県西支部」と協定を結んでおり、法人に所属する不動産業者を対象として自治会紹介パンフレットの配架と自治会加入促進に向けた依頼を行っています。

③自治会加入申込電子フォームの作成、該当自治会への連絡

令和4年度より自治会加入申込フォームを作成いたしました。これは必要情報を記入し、送信いただくもので、申込書を記入して連絡することや、直接自治会へ連絡することに比べて負担なく利用できることから、初年度から多数のご利用をいただいています。



自治会加入申込フォーム

電子申請・届出サービス画面

④住宅等開発時における加入促進

住宅等開発時において事業者や建て主に対して自治会加入を依頼しています。特に500㎡以上の開発の場合は事前に自治会長へ連絡し、事業者に対する要望を確認した上で事業者と協議をしています。500㎡以下の場合においてもチラシの添付や建て主、事業者への連絡などを行っています。



2 自治会加入のメリット・デメリット

自治会は地域をより住みよいものとするため、地縁に基づき存在する団体で、メリット・デメリットを求める団体ではありませんが、自治会の様々な役割の都合上、メリットやデメリットが存在します。

(1) なぜ自治会に加入するのか

自治会は、地域を住みよいものとするため活動している団体です。今、狭山市に住む人々が不自由なく、安心して生活できるのは、自治会が活動しているからこそ得られているものでもあります。

自治会に加入することで地域づくりの一員となり、環境整備や安全安心、いざというときの支援や日頃のつながりなど、さらに住みよい地域を作ることができます。

(2) 自治会加入のメリット

- ①自らが住む地域環境の改善につながる
- ②市からの情報（広報さやま以外も）が届く
- ③防犯灯や、各種申請の要望が自治会を通じてできる
- ④個人ではなく団体として地域の課題の解決や、要望の伝達ができる
- ⑤地域の中での知り合いができる
- ⑥災害時等での助け合いができる
- ⑦地域の安全・安心を自治会を通じて自ら作ることができる
- ⑧地域の情報を知ることができる
- ⑨夏祭りや体育祭など地域交流のイベントに参加することができる

(3) 自治会加入のデメリット

- ①個人の時間や、労働が必要となる
- ②地域の人とうまく付き合う必要がある
- ③仕事をしながらの参加が難しい現状がある
- ④役員の負担が多い
- ⑤金銭の負担が発生する



3 自治会運営に役立つホームページ

(1) 狭山市ホームページ (<https://www.city.sayama.saitama.jp/index.html>)

自治会に係る情報を「暮らし・手続き ⇒ 自治会・協働・地区センター ⇒ 自治会」に掲載しています。自治会加入の電子申請や、現在自治会に依頼している事項、書類のダウンロードもこちらから行えます。



狭山市 HP



狭山市自治会 HP



現在自治会に依頼している事項

(2) さやマルシェ (<https://sayama-portal.jp/>)

狭山市地域ポータル「さやマルシェ」は狭山市の地域の様々な情報が掲載されたサイトです。「暮らし ⇒ 狭山市自治会連合会」に狭山市自治会連合会のページがあります。こちらでは、住所から狭山市の自治会が検索できることや、各地区の自治会の紹介（自治会長名など）をしています。自治会によっては自治会報の掲載を行っています。



さやマルシェトップ



狭山市自治会連合会

(3) 町会いんふお (<http://www.chokai.info/>)

全国の町内会や自治会の活動を応援する、地域力アップのための町会ポータルサイトで、文洋株式会社が運営しています。全国各地の自治会・町内会のホームページの紹介や地域の情報などが掲載されています。



町会いんふお



4 各地区の定例会日程一覧

(1) 令和6年度各地区定例会開催日

	市連合	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	狭山台
4月	10	16	19	17	18,20	19	18	17,27
5月	7,9	21	17	15	16	17	16	15
6月	12	18	23,24	19	20	21	20	19
7月	10	16	19	17	18	19	18	17
8月		20	16	未定	15	16	15	21
9月	11	17	20	18	19	20	19	18
10月	9	15	18	16	17	18	17	16
11月	13	19	15	20	21	15	21	20
12月	11	17	20	未定	19	20	19	18
1月			17	15	16	17	16	15
2月	12	18	21	19	20	21	20	19
3月	12	18	21	19	6,21	21	19	19

(2) 各地区定例会日時

狭山市自治会連合会	第2水曜日	午後3時から
入間川地区	第3火曜日	午後6時から
入曽地区	第3金曜日	午後7時から
堀兼地区	第3水曜日	午後7時から
奥富地区	第3木曜日	午後5時から
柏原地区	第3金曜日	午後7時から
水富地区	第3木曜日	午後6時から
狭山台地区	第3水曜日	午後6時半から
新狭山地区	不定期	



5 自治会に予定する依頼事項一覧

狭山市から自治会にお願いしている依頼事項を一覧にまとめました。予定であるため、新たな依頼事項があることや、実際の日時と変更となる場合もありますが、参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、地区により依頼事項は異なります。他の地区の依頼事項が知りたい場合は、自治文化課までお問合せください。



6 結びに

狭山市の自治会活動の参考にすべく、参考資料を作成いたしました。毎年度、自治会活動を行う皆様からのご意見をいただき、充実したものに改正をしていくものと考えています。

今後、追加や変更の要望があれば、気兼ねなくご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本参考資料にかかわらず自治会が継続して、地域を住みよいものとするために行うことができることがありましたら、お問合せください。

狭山市自治会連合会、各地区連合会は地域の皆様と寄り添いながら、活動してまいります。ぜひ今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

発行 : 狭山市自治会連合会
事務局 : 自治文化課
TEL 04-2937-5749
発行日 : 令和6年3月15日

※本マニュアルは、毎年新しいものを配付いたしますが、自治会長の引継ぎの際にはお手持ちのマニュアルを参考にお渡しいただきますようお願いいたします。